

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第22号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年1月22日 11時15分ごろ	
発生場所	岡山県笠岡市 ^{ひゃっけんぞわい} 百間礁 灯標から真方位314° 1,480m付近 (概位 北緯34° 25.9′ 東経133° 29.1′)	
事故等調査の経過	平成22年2月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{きょうえい} 協栄丸、6.6トン OY2-666（漁船登録番号）、笠岡市漁業協同組合 B 漁船 ^{かずひろ} 一博丸、4.9トン OY3-15309（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部に凹損 B 左舷船尾部に破口	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、笠岡市高島西方沖を約11～12ノット（kn）（対地速力）で南東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、約6knで北東進中、平成22年1月22日11時15分ごろ、A船の左舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3 海象：潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	A船には、レーダーが装備されていなかった。 船長Aは、サングラスを携帯していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、高島西方沖を南東進中、船長Aが、太陽の海面反射により、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、高島西方沖を北東進中、船長Bが、操業を終えた直後で、船尾にいたため、A船に気付くのが遅れたものと考えられる。
原因	本事故は、高島西方沖において、A船が南東進中、B船が北東進中、船長Aが太陽の海面反射によりB船に気付かずに航行し、また、船長BがA船に気付くのが遅れたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	

